# 入学申込書

裏面記載の契約約款に同意し、入学申込を行います。 クーリングオフに関する書類を受領しました。

入学申込日 (契約締結日)		平成	年	月	日	
ふりがな						
生徒氏名						
(受講者氏名)						
ふりがな						
保護者氏名						
(契約者氏名)						
住所	〒 -					
		都・道	市・区			
		府・県	郡			
電話番号			-	-		
在学校名			学校	年	組	番
部活動						
その他習い事						
保護者勤務先	勤務先名					
	電話番号		-		-	
緊急連絡先	連絡先名					
	電話番号		-		-	

## 入学約款

この約款は、理数館(以下甲という)並びに契約者(以下乙という)との間での契約内容を記載したものである。甲並びに乙は双方誠意を持って契約を履行するものとする。

#### 第一条 (本約款の名称)

この約款は、理数館入学約款(以下本約款)という。

#### 第二条 (契約の開始)

本契約は、甲が指定した入学申込書(以下入学申込書)に乙が最低限の必要事項を記載し、甲がそれを受領した日を以って契約の開始とする。

#### 第三条 (最低限の必要事項)

第二条でいう、最低限の必要事項とは次に挙げるものとする。

- 1 入学申込日 (契約開始日)
- 2 生徒氏名 (受講者氏名)
- 3 保護者氏名 (契約者氏名)
- 4 住所

#### 第四条 (入学申込日)

第二条の契約の開始日と、入学申込日(契約開始日)に相違がある場合、入学申込書記載の入学申込日(契約開始日)を以って契約の開始とする。

## 第五条 (甲の役務)

甲は、入学申込書記載の生徒氏名(受講者氏名)の生徒(以下丙という)を適切に指導する。指導日時に関しては別途甲が定める授業日程に基づくものとする。

# 第六条 (授業費用)

授業費用は次に挙げるものとする。

- 1 授業料
- 2 諸経費
- 3 入学金
- 4 その他 (各種試験代金・講習費等)

## 第七条 (授業費用の支払)

乙は、甲に対し第六条でいう授業費用を次の日までに支払うものとする。

- 1 授業料 毎月22日(金融機関休業日の場合翌営業日) (中学3年生は1月・2月のみ別に定める日)
- 2 諸経費 入学時並びに随時
- 3 入学金 入学時
- 4 その他 甲が定める日

### 第八条 (契約の終了)

毎月21日を以って本契約は終了する。

# 第九条 (自動更新)

第八条によらず、甲・乙双方に異論がない場合、契約は自動更 新される。

#### 第十条 (契約の解除)

第九条に定める契約の自動更新は、甲・乙ともに契約を解除する月の21日までに通知する。

#### 第十一条 (契約の解除に伴う費用)

第十条による契約の解除に伴う費用は、乙の負担とする。

#### 第十二条 (退学処分)

第十条の規定によらす、次に定める行為を乙または丙が行った場合、甲は乙に対して契約を即時に解除することができる。その際の既に支払われた授業費用並びに契約の解除に伴う費用は、乙の負担とする。

- 1 甲と他の契約者並びにその指定した者に危害を及ぼす行為
- 2 甲の指導に従わない行為
- 3 第七条で定める授業費用の支払を滞る行為

#### 第十三条 (クーリングオフ)

乙は、本契約の開始日を含め8日以内に、書面によりクーリングオフの適用を求めることが出来る。既に納入された授業費用がある場合、甲は乙にすみやかに返還する。

また、甲は本契約の開始日に乙にクーリングオフに関する書面を交付する。

## 第十四条 (約款の変更)

甲は乙に対して事前に通知し、乙が承諾した場合、本約款を変更することができる。

## 第十五条 (合意管轄)

契約内容に争議があった場合、甲・乙双方解決に努力する。

甲・乙ともに提訴する場合、甲の所在地を管轄とする裁判所を 第一審裁判所とすることに同意する。

# 第十六条 (所在地)

甲は、栃木県小山市大字横倉新田一七二番地一六に所在地を置く。